

令和2年5月14日
福 岡 県

学校における教育活動の再開について（案）

1 県立学校について

本県においては、県立学校の臨時休業期間を5月31日まで延長するとともに、5月7日以降の一定期間（2週間程度）経過後から分散登校を目指すこととしていた。

このたび、本県に対する国の緊急事態措置の解除がなされたことを受け、専門家の意見も踏まえ、開校時期を早め、準備が整った学校から、5月18日以降分散登校を開始し、5月25日以降順次全面開校に移行するものとする。

なお、特別支援学校については、幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断するものとし、また、感染者又は濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が在籍している学校においては、分散登校は開始しない。

2 市町村立学校及び私立学校について

県立学校の取組を参考としつつ、それぞれの設置者において実態に応じて適切に判断されるよう要請する。

3 その他

感染予防の取組や再開後も慎重に判断すべき活動など、教育活動を再開するに当たっての留意事項については、別途通知を行う。

※ なお、この方針は、今後の感染状況や国の緊急事態宣言に関する変更に応じ、適宜見直しを行うものとする。